

## 経済財政諮問会議「郵政民営化の基本方針」に対するコメント

社団法人 第二地方銀行協会  
会 長 高 向 巖

本日、経済財政諮問会議において、「郵政民営化の基本方針」が取りまとめられました。

当業界では、長年にわたり、郵便貯金事業が金融システムや国内経済に与える様々な問題点を指摘し、その抜本的見直しが必要である旨を主張してまいりましたが、基本方針において、「民間企業と同様に納税義務を負うとともに、新規契約分から郵便貯金の政府保証を廃止し、預金保険機構に加入する」ことが盛り込まれたことは、前進であると考えます。

しかしながら、同方針では、郵貯の本質的な存在意義を問わないまま、政府出資がある準備期ないし移行期の段階から、投信窓販に加え、貸付等への段階的参入等を認めるなど、郵貯の機能拡大の方向が示されており、「民間でできるものは民間にゆだねる、市場原理と自己責任原則にのっとり、民間活動の補完に徹する」という国の経済運営の基本原則を踏まえたものとはなっておりません。

今後の制度設計の内容如何によっては、地域金融、地域経済にも甚大な影響を及ぼしかねず、郵貯改革の原点に立ち返り、以下の点に特に留意しつつ、国民経済的な観点から真に望ましい郵貯改革が実現されることを強く期待します。

- ① 地域金融機関との共存に配慮し、郵貯を円滑に民間金融システムに統合していくことが重要であり、そのためには、政府出資が残る間の業務範囲の拡大は安易に認められるべきではない。とりわけ、巨額の資金を背景とする郵貯の貸出業務への参入は、地域金融の混乱を招き、地域経済に甚大な影響を及ぼす懸念があることから、禁止する等の措置を講じること。
- ② 預入限度額については、当面現行水準を維持することになっているが、郵貯改革の本旨である、大きすぎる官の是正を図る観点から、預入限度額の引下げ等により巨大な郵貯の規模を縮小すること。
- ③ 移行期における組織形態として、純粹持株会社の下に、4つの子会社を置く形となっているが、事業間のリスク遮断の実効性を確保し、郵便貯金事業に他事業のリスクが波及することを遮断すること。

以 上